

あなたの相続・財産がカンタンにわかる!

相続ノート



贈与
犬™



相続
犬™

● 相続の流れ

相続財産となるもの

●土地・建物などの不動産

●預貯金、株券・債権等の有価証券

●自動車・宝石・骨董品など

●売掛金・貸付金・未収債権

●損害賠償請求権・慰謝料請求権

●著作権、特許権、商標権、意匠権、実用新案権

●マイナス財産

住宅ローンをはじめとする借入金返済債務

買掛金

損害賠償債務

保障・連帯保証債務

未払い金（税金、家賃、医療費など）

相続の流れ

生前 生前贈与

死亡 死亡届けの提出（7日以内）

通夜・葬儀

遺言書の有無の確認 遺言書の検認、遺言執行者の選任

法定相続人の調査 法定相続人を確定。遺言書の指定は対象者相続人。

遺産の調査 相続財産の確認・評価（相続開始時の時価で評価する）

故人の準確定申告 死亡から4カ月以内に故人の所得を確認する

遺産分割協議

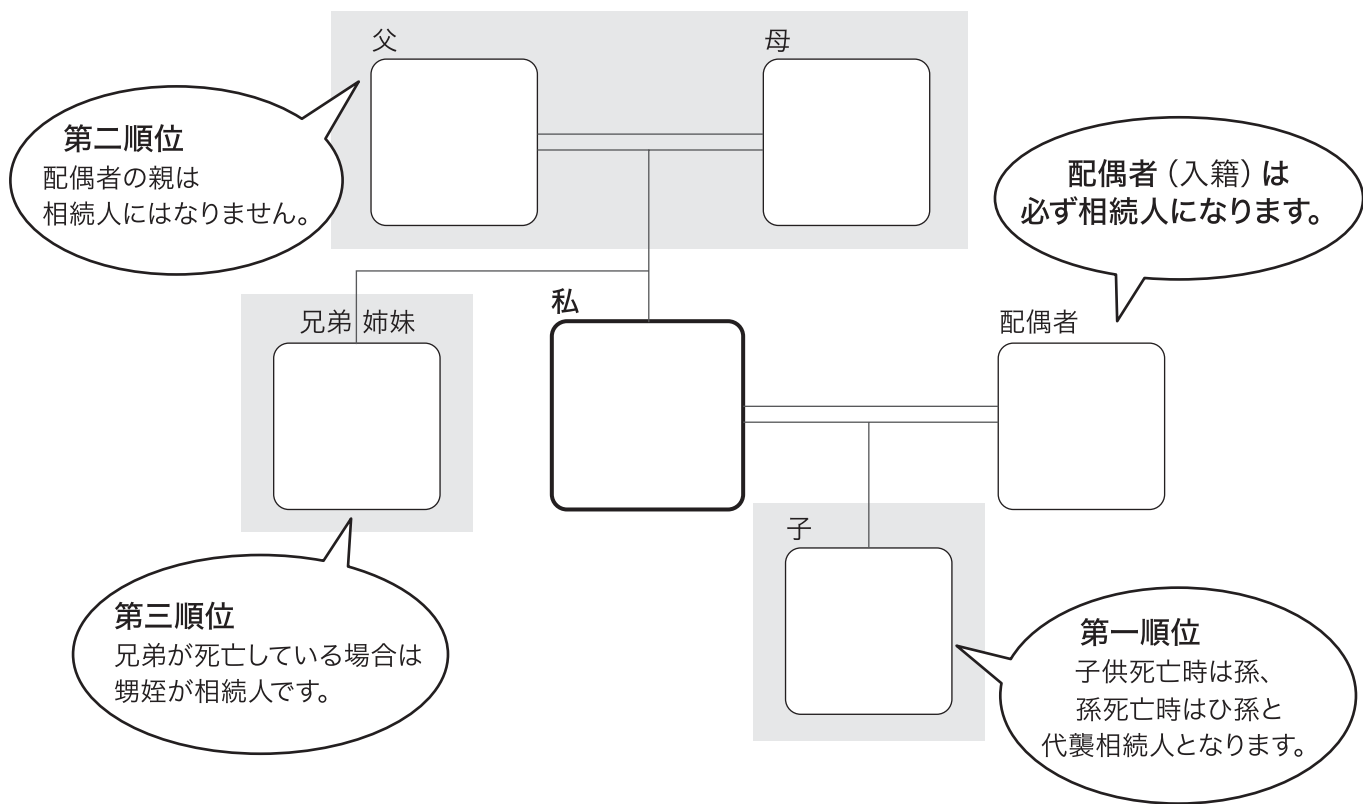
遺産分割協議書の作成 まとまらない場合は調停が必要
預貯金や不動産などの名義変更

相続税の申告納税

死亡より10カ月以内に相続税を申告し納税する
延納・物納の手続き。

円満相続のススメ

あなたの法定相続人を確認しましょう



● 相続手続きの種類 ●

	届出・手続き	届出・手続き先
基本の手続き	☐ 死亡届	市区町村役場（7日以内）
	☐ 死体火葬埋葬許可申請	市区町村役場（7日以内）
	☐ 世帯主変更届	市区町村役場（14日以内）
	☐ 児童扶養手当認定請求	市区町村役場（世帯主変更届と同時）
	☐ 復氏届	市区町村役場
	☐ 姻族関係終了届	市区町村役場
	☐ 子の氏変更許可申請	家庭裁判所
	☐ 準確定申告	税務署（4カ月以内）
	☐ 国民健康保険証	市区町村役場
	☐ シルバーパス	市区町村役場
	☐ 死亡退職届	勤務先
	☐ 身分証明書	勤務先
	☐ 最終給与	勤務先
	☐ 社会保険証	勤務先
やめる手続き	☐ クレジットカード	クレジット会社
	☐ 借金（夫妻の確認）	銀行・消費者金融・ローン会社
	☐ 会員証	デパート・JAF・老人会など
	☐ リース・レンタルサービス	リース会社・レンタル会社
	☐ 金融取引（預金）	銀行・郵便局・JA（農協）
	☐ 証券取引（株・投資信託）	証券会社
もらう手続き	☐ 生命保険・入院保険	生命保険会社
	☐ 国体弔慰金	共済会・互助会・協会・サークル
	☐ 簡易保険	郵便局
	☐ 死亡退職届	勤務先
	☐ 遺族共済年金	共済会
	☐ 葬祭料	共済会・市区町村役場
	☐ 生命保険付住宅ローン	銀行（団体生命保険）
	☐ クレジットカード	カード会社（保険附帯確認）
	☐ 遺族基礎年金の請求（国民年金）	市区町村役場
	☐ 寡婦年金の請求（国民年金）	市区町村役場
	☐ 死亡一時金の請求（国民年金）	市区町村役場
	☐ 死亡遺族厚生年金の請求（厚生年金）	社会保険事務所
	☐ 遺族共済年金の請求（共済年金）	社会保険事務所
	☐ 葬祭費の請求（国民健康保険）	市区町村役場
	☐ 埋葬費の請求（社会保険）	勤務先・社会保険事務所
	☐ 高額療養費の請求（健康保険）	市区町村役場・社会保険事務所
	☐ 高額療養費の還付	市区町村役場・社会保険事務所
	☐ 遺族補償年金・一時金の請求	労働基準監督署

● 相続手続きの種類 ●

	届出・手続き	届出・手続先
引き継ぐ手続き	☐ 借地契約	地主
	☐ 賃貸住宅	管理会社・家主
	☐ 公営住宅	公営管理団体
	☐ 家屋の火災保険	損害保険会社
	☐ 預金・貯金	銀行・信用金庫・農協・郵便局
	☐ 出資金	銀行・信用金庫・農協
	☐ 株	証券会社
	☐ 自動車	陸運局
	☐ 自動車保険	損害保険会社
	☐ 保証金	保証金の預け先
	☐ 貸付金	貸付先
	☐ 電話加入権	電話会社
	☐ 光熱費	電気・ガス会社・水道局
	☐ 会員権	ゴルフ・リゾートクラブ
	☐ 特許	特許庁
	☐ 事業の許認可	管轄官庁
	☐ 著作権	各著作権協会
	☐ 借金（住宅ローン、クレジット）	債権者
	☐ 保証人の地位	債権者
	☐ 固定資産税・都市計画税	市区町村役場
もらう手続き	☐ 相続人・相続分の確定（相続関係図の作成）	市区町村役場
	☐ 遺産の調査（財産目録の作成）	引き継ぐ手続き先すべて
	☐ 遺産分割協議書の作成	相続人
	☐ 特別代理人選任の申し立て（相続人が未成年の場合）	家庭裁判所
	☐ 遺言書の検認（自筆・秘密証書遺言の場合）	家庭裁判所
	☐ 遺言執行者選任の申し立て	家庭裁判所
	☐ 相続放棄・限定承認の申し立て	家庭裁判所
	☐ 不動産の名義変更登記（相続登記）	法務局
	☐ 会社役員の死亡登記	法務局
	☐ 住宅ローンの引受け	銀行・信用金庫・法務局
	☐ 根抵当権の引受け（事業用資金の借入がある場合）	銀行・信用金庫・法務局
	☐ 借金の整理	債権者
	☐ 遺留分減殺請求	相続人
	☐ 所得税の準確定申告	税務署
	☐ 相続税の申告	税務署
	☐ 年金の手続き	市区町村役場・社会保険事務所
	☐ 事業の許認可（農業・建設業・酒・たばこの販売）	管轄官庁
	☐ 特許	特許庁

● 遺産とは ●

遺産には、プラスの財産だけでなく、マイナスの財産も含まれます。
つまり、亡くなった方が残した「権利と義務」です。

嬉しい財産

不動産（土地建物）

宅地・居宅・農地・店舗・貸地など

不動産上の権利

借地・地上権・定期借地権など

金融資産

現金・預貯金・有価証券・小切手・株式・国債・
社債・債権・貸付金・売掛金・手形債権など

動産

車・家財・骨董品・宝石・貴金属など

その他

株式・ゴルフ会員権・著作権・特許権など

嬉しいくない債務

借金

借入金・買掛金・手形債務・振出小切手など

公租公課

未払の所得税・住民税・固定資産税・保証債務

その他

未払費用・未払利息・未払医療費・預かり敷金

× 相続財産に含まれないもの

●財産分与請求権

●扶養請求権

●生活保護受給権

●被相続人が被保険者で、受取人指定のある生命保険金

●身元保証債務

●墓地、霊廟、仏壇・仏具、神具など祭祀に関するものなど

● 円満相続のススメ ●

種 類	譲り受けた財産		自分で築いた財産	
	() 年前	現在	() 年前	現在
土地 建物 		➡		➡
預貯金 		➡		➡
その他  		➡		➡
計				



今の財産総額 円

● 不動産について ●

【不動産】 ☐ 土地 ☐ 建物	【使 途】 ☐ 居住用 ☐ 貸家・貸地 ☐ その他
【所在地】 〒	
【名 義】 ☐ 単独 ☐ 共有	【抵当権】 ☐ あり ☐ なし
【備 考】	

【不動産】 ☐ 土地 ☐ 建物	【使 途】 ☐ 居住用 ☐ 貸家・貸地 ☐ その他
【所在地】 〒	
【名 義】 ☐ 単独 ☐ 共有	【抵当権】 ☐ あり ☐ なし
【備 考】	

● 預貯金について ●

【金融機関名】	【支店名】
【預金種類】	【口座番号】
【口座名義】	【インターネットバンキング】 ☐ あり ☐ なし
【貸金庫】 ☐ 使用している（名義：	） ☐ していない

【金融機関名】	【支店名】
【預金種類】	【口座番号】
【口座名義】	【インターネットバンキング】 ☐ あり ☐ なし
【貸金庫】 ☐ 使用している（名義：	） ☐ していない

● その他の資産（株券・ゴルフ会員権・貸付金）について ●

【証券会社名】	【支店名】
【銘 柄】	
【証券会社名】	【支店名】
【銘 柄】	

• 保険について •

会 社 名				
担 当 者				
種 類				
証券番号				
TEL				
契約者名				
被保険者				
死亡受取人				
満期受取人				
受取保険金額				
備 考				

• 公的年金等について •

【公的年金について】

年金種類	基礎年金番号 (年金手帳に記載されている番号)	年金証書番号 (年金をもらっている人は記入)	受取口座

【借入金・ローンについて】

借入先	返済期間	借入額	借入残高	月々返済額	団信の有無

【連帯保証の有無】

- ☐ 連帯保証していない
☐ 連帯保証している

誰の

どんな時に

● 遺言書の基礎知識 ●

遺言書に書いておく項目

遺言書には何でも書いて効力は発生するものではありません。
主だった法的効力があるものは以下の通り。
ここでは自分が遺言書に書いておきたい項目をチェックしましょう

【相続・財産について】

☐ 遺産の分け方	「土地建物は長男、預貯金は二男」等遺産分けを指示します。
☐ 相続分の指定	配偶者と子供に相続権利がある場合に配偶者に 4 分の 3、子供に 4 分の 1 というような指示をします。
☐ 遺言執行者の指定	遺言の内容を執行する人を決めます。配偶者、子供（成人）や弁護士など
☐ 遺産分割の禁止	遺産分割の禁止（5 年以内）を指示できます
☐ 遺留分の減殺方法の指定	遺言により遺留分を侵害された人からの請求に対して支払う額等を指定できます。
☐ 負担付遺贈	財産分割に条件をつけられます。
☐ 生命保険の受取人を指定	加盟している保険によって条件が違うので要確認です。

【家族について】

☐ 子供の認知	婚姻関係にない男女間で生まれた子供を認知することで、その子供は相続人としての権利を得ることができます。
☐ 子供の廃除・取り消し	遺言者との関係問題で子供を相続人でなくすことができます。また、その措置を取り消すこともできます。
☐ 未成年後見人などの指定	自分の死後、未成年の子供の世話や財産管理をする人を指定。

● 法定相続分と遺留分とは ●

法定相続分とはその名の通り、法律上で決められた遺産相続の割合です。当然、法定相続人（配偶者・子供・兄弟…）の人数条件によってその割合は異なります。あくまでも法律上の割合ですので、実際の遺産分割では違う状態になります。その際、法定相続分を無視した遺言でも、相続人には最低限、遺産を相続できる権利があります。それを「遺留分」といいます。

遺言書の有無

☐ 遺言書があります

作成日

☐ 公正証書遺言 補完場所：

公証役場名

☐ 遺言執行者 名前：

連絡先

☐ 自筆証書遺言 保管場所：

☐ 遺言書がありません

遺言はもめない相続の必需品

【自筆証書遺言書と公正証書遺言書】

借入先	自筆証書遺言書	公正証書遺言書
作成場所	どこでも	公証役場
作成方法	全て本人の自筆	公証人が口述筆記 ※ワープロ可
証人	不要	二人以上の証人
署名・捺印	押印は認印・実印・拇印のいずれか	本人・公証人・証人の署名、実印が必要
費用	不要	公証役場の作成手数料
秘密保持	秘密にできる	証人に内容を知られてしまう
家庭裁判所の検認（死亡時）	必要	不要
封印	封筒に入れ、封印する	不要
その他	方式、内容に不備があるとトラブルの原因に。死後発見されない可能性や紛失、隠ぺい、改ざんの恐れもある	証人や手数料などの手間と費用がかかる

遺言書を書く

遺言書

私は、私の財産について、次のとおり遺言する

一、妻朝日花子（昭和〇年〇月〇日生）に対しては次の財産を相続させる。

① 東京都武蔵野市南北町4-18
宅地 二〇〇平方メートル

②

③ 同地同番地
居宅 木造瓦葺二階建

一階 一五〇平方メートル
二階 一五〇平方メートル

二、長男朝日一郎（昭和〇年〇月〇日生）に対しては次の財産を相続させる。

④

① 〇〇銀行本店営業部の私名義のすべての預金債権
② 株式会社〇〇の株式五〇〇株

⑤

三、一、二に記載した以外の私の財産すべてを妻朝日花子に相続させる。

四、東京都渋谷区恵比寿北4-25-18 税理士 恵比寿太郎を遺言執行者に指定する。

⑥

付言事項

私の人生は、妻と子どもに恵まれて幸せでした。妻花子の今後の生活のことを考えて遺言を残します。太郎はお母さんのことを大切に、私が亡くなった後も家族で支え合って生活してってください。

平成〇年〇月〇日

東京都武蔵野市南北町4-18

⑦

朝日太郎 印

Point! 遺言は、必ず遺言作成の専門家にチェックしてもらおう

- ① 自筆証書遺言は全文自筆で書く
- ② 遺言の相手方については、自分との続柄、生年月日で特定し、第三者の場合は、住所も記しておく
- ③ 登記事項証明書どおり正確に記入する
- ④ できるだけ詳しく正確に特定する
- ⑤ 遺言書に書かれた以外の財産が出てきたときに、遺産分割協議をすることなく妻が相続できる
- ⑥ 遺言の内容を実現するために遺言執行者を指定する
- ⑦ 名前、印鑑、日付は必須

● 税理士に相談をする ●

サービスの説明、見積、契約

各種調査

相続財産目録作成・相続人調査

嬉しい財産

- 遺言の検認・執行
- 相続方法に関するアドバイス
- 遺産分割協議書の作成
- 相続登記の実施（提携司法書士）

嬉しくない債務

- 遺言作成・アドバイス
- 相続対策
- 事業承継
- その他の生前対策

被相続人の確定申告（相続発生後4カ月以内）

必要書類を作成し、申告

相続税申告書の作成・提出（相続発生後10カ月以内）

相続税申告書を作成し、申告

著 者

相続・贈与相談センター®

個人・法人の相続問題をワンストップで解決する専門家の全国ネットワークです。税理士、公認会計士、弁護士、司法書士、不動産鑑定士等、各種専門家がお客様の相続に関わる問題を解決。累計4,000件以上の相続問題にお応えしています。まずはお気軽にご相談ください。

相続・贈与に関するお問い合わせはこちら

相続・贈与相談センター®

アクセス 相続

Web:<http://zaisan-partners.com/>

E-mail:info@zaisan-partners.com

☎0120-736-339(ナヤミムヨウ ソウゾク)

(受付時間 平日9:00~18:00)